

福智町地域おこし協力隊設置要綱

令和5年3月28日
要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福智町（以下「町」という。）における人口減少や少子高齢化等の進行を抑止し、地域力の維持又は強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要であることから、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、福智町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力隊の活動等)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）が行う活動（以下「活動」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域おこしの支援
 - (2) 農林水産業従事
 - (3) 水源保全・監視活動
 - (4) 環境保全活動
 - (5) 住民の生活支援
 - (6) スポーツ・文化に関する活動
 - (7) 脱炭素地域づくりの推進
 - (8) その他町長が必要と認める支援
- 2 町長は、前項に規定する活動の内容をあらかじめ指定した上で、隊員の募集を行うものとする。
- 3 前項の規定による隊員の募集における応募にあつては、福智町地域おこし協力隊応募申込書（様式第1号）を使用するものとする。

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 総務省の定める地域おこし協力隊員の地域要件において、全部条件不利地域の地域外に住所を有していること。ただし、当該全部条件不利地域に住所を有している場合であっても、町外の地域おこし協力隊の職にあつた者（同一地域における活動2年以上かつ解嘱1年以内）は除くものとする。
 - (2) 隊員に任用された後、直ちに前号に規定する地域から町に生活の拠点を移し、住民票を異動させ、任期中は継続すること。
 - (3) 地域の活性化に係る理解と熱意を有し、地域になじむ意志があること。
 - (4) 心身ともに健康で、誠実かつ積極的に活動を行うことができること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、又はそれらと密接な関係を有していないこと。
 - (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、町長は、前条に規定する活動の内容に応じて、専門性のある資格や技能等の任用要件を付すことができる。

(任期等)

第4条 隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で町長が定める。

2 町長は、隊員の活動実績等を考慮し、継続して任用する必要があると認めた場合は、当該隊員を採用した日から最長3年まで更新することができる。

(任期延長の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、地場産業等の活動に従事する隊員が、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うために活動期間の延長が必要であると町長が認めたときは、特例として、3年の任期終了後、2年を限度として活動期間を延長することができる。この場合において、同一の隊員に係る通算の活動期間は、5年を超えることができない。

(1) 当該地場産業等が、地域における存続又は継承が必要なものとして町長が認めるものであること。

(2) 起業の場合は1人以上の新規雇用(常勤換算1人以上とし、自らが賃金を負担する雇用に限る。)を創出し、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3) 町内に定住し、かつ、町内で起業又は事業承継を行うこと。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 任期延長後に、従前の活動内容と異なる活動に従事しようとする場合

(2) 活動として従事する地場産業等と異なる業種で起業又は事業承継を行おうとする場合

3 第1項の規定による特例を受けようとする隊員は、あらかじめ町と協議の上、原則として任期の3年目が開始する日から町が指定する日までの間に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 地域おこし協力隊起業・事業承継活動計画書(様式第2号)

(2) その他町長が必要と認める書類

4 第1項の規定により活動期間を延長した隊員が、当該延長期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由が生じた日をもって、当該期間は終了するものとする。

(1) 起業又は事業承継を完了した場合

(2) 起業又は事業承継を断念した場合

(隊員の種類等)

第6条 隊員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 任用型隊員 町の会計年度任用職員として任用する隊員をいう。

(2) 委託型隊員 町長との間で個人事業主として業務委託契約を締結する隊員をいう。

2 前項第1号に規定する任用型隊員は、その活動時間に応じて、次の各号に掲げるいずれかの会計年度任用職員として任用するものとする。

(1) パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)

(2) フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)

(条件付採用期間)

第7条 任用型隊員の任用は、その採用の日から起算して1箇月間条件付のものとし、その間における活動を良好な成績で遂行したときは、その期間の終了前に町長が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、当該任用型隊員の採用は正式のものとなる。

2 前項に規定するもののほか、条件付採用に関する必要な事項等は、福智町職員の条件付採用に関する要綱（平成28年福智町要綱第8号）を準用する。

(給与・費用弁償等)

第8条 任用型隊員の給与及び費用弁償については、福智町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年福智町規則第10号）の定めるところによる。

2 委託型隊員に対する活動の対価は、業務委託契約に基づき、委託料として支払うものとする。

(活動時間・休暇等)

第9条 任用型隊員の活動時間及び休暇等については、福智町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年福智町規則第11号）の定めるところによる。

2 委託型隊員の活動時間等については、業務委託契約の定めるところによる。

(育児休業等)

第10条 任用型隊員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている場合にあっては、町長の承認を受けて、当該任用型隊員の子（以下「当該子」という。）を養育するための育児休業及び部分休業（以下「育児休業等」という。）をすることができる。

(1) 隊員として引き続き在職した期間が1年以上であること。

(2) 当該子が1歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が終了しないこと及び隊員として引き続き採用されないことが明らかでないこと。

(3) 1週間の活動日が3日以上又は1年間の活動日が121日以上であること。

(4) 部分休業にあっては、1日の活動時間が6時間15分以上であること。

2 前項に規定する育児休業等の事由及びその期間等は、次表に定めるとおりとする。

| 事由 | 期間 |
|--|---|
| (1) 次号に掲げる場合以外の場合 | 当該子の1歳到達日まで（産前産後における特別休暇を取得している場合は、当該休暇を取得した日から起算して最長1年間） |
| (2) 配偶者が当該子の1歳到達日以前において、当該子を養育するために育児休業をしている場合に、当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該育児休業の期間の初日前である場合を除く。） | 当該子の出生の日から1歳2箇月到達日まで（最長1年間） |

- 3 町長は、任用型隊員に産前産後又は育児のために活動を中断する期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合は、当該育児等に係る活動中断期間を除いて、第4条第2項に規定する期間まで任期の更新をすることができる。ただし、任期を更新できる期間から除く育児等に係る活動中断期間は、最長1年間とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、育児休業等に関する必要事項等は、福智町職員の育児休業等に関する規則（平成18年福智町規則第25号）を準用する。
- 5 委託型隊員が育児休業等に伴い活動を一時中止しようとするときは、事前に町と協議の上、前4項に規定する育児休業等に要する期間及び活動中断期間等の範囲内において、活動を中止することができるものとする。

（活動経費の支出）

- 第11条 町長は、隊員が活動を遂行するために必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、日常生活において使用する物品等に係る経費については、隊員の負担とする。
 - 3 第1項に規定する活動経費の対象範囲及び交付手続に関し必要な事項は、福智町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱（令和5年福智町要綱第18号）の定めるところによる。

（助成金）

- 第12条 隊員（隊員であった者を含む。）が町内で起業又は事業承継をしようとする場合は、福智町地域おこし協力隊起業支援助成金交付要綱（平成30年福智町要綱第2号）の定めるところにより、予算の範囲内において助成金の交付を受けることができるものとする。

（活動報告等）

- 第13条 隊員は、毎月分の活動状況を取りまとめ、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに当該活動状況等を町に報告しなければならない。
- (1) 地域おこし協力隊活動実績報告書（様式第3号）
 - (2) その他町が必要と認めるもの
- 2 町は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に活動報告等を隊員に求めることができる。この場合において、隊員は、これに従わなければならない。

（辞職・解嘱）

- 第14条 隊員は、任期終了前に自己の都合等によって、やむを得ず辞職しようとするときは、地域おこし協力隊辞職願（様式第4号）により、原則として辞職しようとする日の30日前までに、町長に申し出て、その承認を受けなければならない。
- 2 任期終了に伴い解嘱される隊員は、解嘱後における定住及び就職状況等について町から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（守秘義務・服務）

- 第15条 隊員は、活動等により知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に規定するもののほか、任用型隊員の服務は、福智町職員服務規程（平成18年福智町訓令第12号）の定めるところによる。

(町の役割)

第16条 町は、適切かつ円滑な活動の遂行のため、次の各号に定めるところにより、隊員を支援するものとする。

- (1) 活動に関する総合調整
- (2) 配属先との調整及び住民への周知
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他活動に関する必要な支援

(庶務)

第17条 隊員に関する庶務は、活動を所掌する隊員の所属課において処理を行い、企画振興課において庶務を総括する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月14日要綱第19号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年4月1日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。